

令和 8 年 2 月

お客さま各位

東京厚生信用組合

## 健康保険証の本人確認書類としての取扱いについて

日頃より、東京厚生信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和 6 年 12 月 2 日の犯罪収益移転防止法の施行規則改正により、健康保険証が本人確認書類として利用することができなくなりました。経過措置として、1 年間はご利用いただけましたが、令和 7 年 12 月 1 日をもちまして経過措置が終了しました。

つきましては、今後の各種お手続きに際しての健康保険証のお取り扱いは下記のとおりとなります。

記

### 1. 取扱内容

健康保険証は、全てのお手続きで本人確認書類として、ご利用いただけません。

### 2. 取扱終了日

令和 7 年 12 月 1 日(月)

### 3. その他

新たに発行された各種健康保険の「資格確認書」については、本人確認書類としてご利用いただくことができます。ただし、種類の異なる他の本人確認書類を追加でご提示いただく必要があります。

ご不明な点がございましたら、営業店窓口へお問い合わせください。

以上